

○三条市特定空家等及び管理不全空家等解体費補助金交付要綱

令和4年4月1日

告示第110号

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内の特定空家等及び管理不全空家等の解体を促進することにより、市民の安全で安心な暮らしの確保及び良好な生活環境の保全並びに跡地利用の促進を図るため、特定空家等及び管理不全空家等の解体に要する経費の一部について、予算の範囲内において三条市特定空家等及び管理不全空家等解体費補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、三条市補助金等交付規則（平成17年三条市規則第41号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 特定空家等 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第2条第2項に規定する特定空家等をいう。
- (2) 管理不全空家等 法第13条第1項に規定する管理不全空家等をいう。

(補助対象空家等)

第3条 補助金の交付の対象となる特定空家等及び管理不全空家等（以下「補助対象空家等」という。）は、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。

- (1) 市内に所在すること。
- (2) 補助金を受ける目的で故意に破損させたものでないこと。
- (3) 公共事業による移転等の補償対象となっていないこと。
- (4) 家屋の延床面積のうち、2分の1以上が居住を目的としたものであること。（補助対象空家等が管理不全空家等である場合に限る。）

(補助対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者は、市税の滞納がない者であって、次に掲げる各号のいずれかに該当するものとする。ただし、市長が特に認めた場合は、この限りでない。

- (1) 補助対象空家等の登記事項証明書に所有者として記載されている者又はその相続人
- (2) 補助対象空家等に係る固定資産税課税台帳に記載されている者又はその相続人

- 2 前項の規定にかかわらず、補助対象空家等に所有権以外の権利（賃借権を含む。）の設定がある場合又は補助対象空家等が複数人の共有若しくは相続財産である場合において、当該権利を有する者又は共有者全員若しくは相続人全員から解体についての同意を得られない者その他市長が不適当と認める者は、補助金の交付を受けることができない。
- （補助対象工事）

第5条 補助金の交付対象とする解体工事（以下「補助対象工事」という。）は、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。ただし、市長が特に認めた場合は、この限りでない。

- (1) 市内に本店、支店、営業所等を有する事業者が施工すること。
 - (2) 建設業法（昭和24年法律第100号）別表第1に規定する土木工事業、建築工事業若しくは解体工事業の許可を受けている者又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第21条第1項に規定する解体工事業に係る登録を受けている者が施工すること。
 - (3) 補助対象空家等及びそれに付属する工作物を全て除却し、更地とすること。
- 2 前項の規定にかかわらず、この要綱その他の市の制度又は国、県その他の機関の制度により補助金の交付を受けた、又は受ける工事その他市長が不適当と認める工事は、補助対象工事としない。

（補助対象経費）

第6条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次に掲げる経費とする。

- (1) 補助対象工事の工事費
- (2) 補助対象工事により生じた廃材等の収集運搬費及び処分費
- (3) 周囲への安全を確保する上で、補助対象工事及び廃材等の処分に付随して行うことが適当であると市長が認める工事等に係る経費
- (4) 前3号に係る諸経費

（補助金の額等）

第7条 補助金の額は、次の各号に掲げる補助対象空家等の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 特定空家等 補助対象経費の5分の4の額とし、500,000円を上限とする。ただし、補助対象空家等が3階以上の非木造建築物である場合については4,000,000円を上限とすることができる。

(2) 管理不全空家等 補助対象経費の額とし、200,000円を上限とする。

2 前項第1号ただし書の場合であって、倒壊や外壁の剥落等により、周囲に甚大な被害が及ぶおそれが極めて高いと予見される特定空家等について、市長が応急危険度判定の基準を参考に当該特定空家等の落下等の危険性を判定し、危険性が高く全解体によらなければその危険を除去できないと判定されたときは、三条市空家等及び空地の適正管理に関する条例（平成24年三条市条例第28号）第7条第1項に規定する三条市空家等審議会に諮った上で、予算の範囲内において市長が別に補助金の額の上限を定めることができる。

3 前2項の規定により算出した額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（事前申込）

第8条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、市長が実施する事前調査を受けなければならない。

2 申請者は、市長が指定する日までに、三条市特定空家等及び管理不全空家等解体費補助金事前調査申込書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 補助対象空家等としようとする建築物に係る登記事項証明書の写し（未登記のものにあつては、固定資産税課税台帳の写し）

(2) 補助対象空家等としようとする建築物の住宅位置図及び現況写真

(3) その他市長が必要と認める書類

3 市長は、前項の申込みを受けたときは、審査及び現地調査を行い、申込みを受けた建築物が補助対象空家等に該当するかどうかを決定し、その結果を三条市特定空家等及び管理不全空家等解体費補助金事前調査結果通知書（様式第2号）により通知するものとする。

（補助金交付申請）

第9条 申請者は、工事着手前に、三条市特定空家等及び管理不全空家等解体費補助金交付申請書（様式第3号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 補助対象経費に係る見積額が分かる資料

(2) 納税証明書又は非課税証明書（市長が公簿により確認することができない場合に限る。）

(3) 補助対象空家等の所有者との相続関係が分かる書類（申請者が補助対象空家等の相

続人である場合に限る。)

(4) 補助対象空家等の所有者又はその者の相続人の委任状（委任を受けた代理人が申請する場合に限る。）

(5) 共有者全員又は相続人全員の同意があることが分かる書類（補助対象空家等が複数人の共有又は相続財産である場合に限る。）

(6) その他市長が必要と認める書類

（補助金の交付決定）

第10条 市長は、前条の規定による補助金の交付の申請を受けたときは、その内容を審査した上で補助金の交付をするかどうかを決定し、補助金を交付することを決定した場合にあっては三条市特定空家等及び管理不全空家等解体費補助金交付決定通知書（様式第4号）により、補助金を交付しないことを決定した場合にあっては三条市特定空家等及び管理不全空家等解体費補助金不交付決定通知書（様式第5号）により、申請者に通知するものとする。

（補助対象工事の変更）

第11条 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助対象工事の内容を変更しようとするときは、三条市特定空家等及び管理不全空家等解体費補助金補助対象工事変更申請書（様式第6号）に、補助対象工事の変更に関する書類その他市長が必要と認める書類を添えて、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、三条市特定空家等及び管理不全空家等解体費補助金交付決定変更通知書（様式第7号）により、補助事業者に通知するものとする。

（補助対象工事の中止）

第12条 補助事業者は、補助金の交付決定後に補助対象工事を中止するときは、三条市特定空家等及び管理不全空家等解体費補助金補助対象工事中止届（様式第8号）を市長に提出しなければならない。

（前金払）

第13条 補助事業者は、補助対象工事の完了前に補助金の交付を受けようとするときは、三条市特定空家等及び管理不全空家等解体費補助金前金払請求書（様式第9号）に、工事請負契約書の写しその他市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求書の提出を受けたときは、その内容を審査し、適当と

認めたときは、交付決定をしている補助金の額の10分の4の額の範囲内で、前金払をするものとする。

(実績報告)

第14条 補助事業者は、補助対象工事が完了したときは、三条市特定空家等及び管理不全空家等解体費補助金実績報告書（様式第10号）に次に掲げる書類を添えて、速やかに市長に提出しなければならない。

- (1) 工事請負契約書の写し
- (2) 工事完了写真（施工前、施工後及び工事の内容が確認できるもの）
- (3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第15条 市長は、前条の規定による実績報告書の提出を受けたときは、その内容を審査した上で補助金の額を確定し、三条市特定空家等及び管理不全空家等解体費補助金確定通知書（様式第11号）により、補助事業者に通知するものとする。

(代理受領)

第16条 補助事業者は補助対象工事を施工した者（以下「工事事業者」という。）に、補助金の請求及び受領を委任することができる。

2 前項の規定により工事事業者に補助金の請求及び受領を委任しようとする補助事業者は、第14条の規定による実績報告までに、三条市特定空家等及び管理不全空家等解体費補助金代理受領届出書（様式第12号）により、市長に届け出なければならない。

3 第1項の規定による委任を受けた工事事業者（以下「代理受領者」という。）は、補助事業者に対し補助対象経費に係る請求をするときは、当該委任を受けた補助金の額を差し引いて請求しなければならない。

4 代理受領者は、市長の定める日までに三条市特定空家等及び管理不全空家等解体費補助金代理受領請求書（様式第13号）を市長に提出し、補助金の交付を受けるものとする。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（令和6年3月告示第117号）

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、告示の日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正前の様式により使用されている書類は、改正後の様式によるものとみなす。